

間違いだらけの魏志倭人伝 十七の誤訳

誤訳によって、魏志倭人伝は曲解されている。

絶：断絶している

- ▶ 絶島 對馬2
- ▶ 誤：その代官を卑狗（ひこ）といい、副を卑奴母離（ひなもり）という。住んでいるところは絶島（海で囲まれた孤島）で、（広さは）方四百余里ばかりである。
- ▶ 正：その代官は卑狗（ひこ）といい、副を卑奴母離（ひなもり）という。その代官がいるところは断絶した島の一方の下島であり、方四百余里(460里四方)である。
- ▶ 1900年に海軍によって開削された万関瀬戸で二島になり、それ以前は一島だったと考える人は学者ばかりである。当時の海水位を考えていない。とにもかくにも陳寿は絶の字を入れることで二島だったといっている。



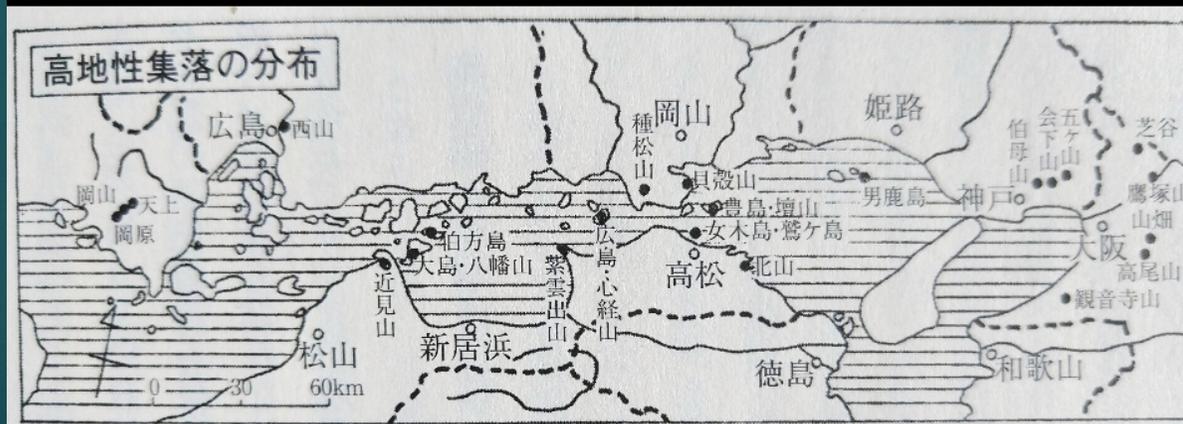
絶：分け隔たっている

- ▶ 絶在
- ▶ 「倭地絶在海中州之上」
- ▶ 誤：倭の地を訪ねると、遠く離れた海中の州島の上に（国が）あり、
- ▶ 正：倭地は分け隔たった島嶼（大小の島々）の上であり、
- ▶ *海中州は島嶼（とうしょ）と訳す



絶：海で隔てられている

- ▶ 遠絶
- ▶ 誤：その他の旁国（ぼうこく）は遠く隔たっており、
- ▶ 正：女王国の周辺国に旁国が次にあるが、遠く海に隔てられている
- ▶ 旁国は九州にはなく、その他21カ国すべて瀬戸内海の沿岸にあった。



餘：余とは実数が入る関数

- ▶ 7000余里は7000に対して15%の値を加えること。したがって、7000余里は $7000 + 1050 = 8050$ 里である。
- ▶ 郡から末盧國まで累計10000余里、余をひらくと、11500里で、これに伊都國まで500里を足すと、12000里となる。500には余がついていないことが数式がなりたつことの重要な証拠となる。
- ▶ 郡と伊都國の間が12000里、ちょうどということ！

又又構文：分岐構文です。

- ▶ 又は全文の主語の代替代名詞であるので、又が続いたばあい主格が同じであるので、述部・補語が変わるだけである。
- ▶ したがって、地図上では分岐式にあたり放射状になる。
- ▶ 倭人では又又構文が二か所ある。
- ▶ 1) 對馬國の後ろ、「又南渡一海千餘里・・至一大國・・又渡一海千餘里至末盧國・・・」狗邪韓国から放射状になっている。
- ▶ 2) 女王國東渡海千餘里復有國皆倭種の後ろ、
- ▶ 「又有侏儒國有,其南人長三四尺去女王四千餘里,又有裸國黑齒國復在,・・・
- ▶ 女王国から放射状になっている。



生口：捕虜のこと！

- ▶ 上獻生口
- ▶ 誤；奴隸を献上した。
- ▶ 正；虜生口（捕虜）を献上した。
- ▶ 生口の対立語は級か。文例：鎮西將軍の曹真は將軍や州郡兵に叛いた胡が治める元多、蘆水、封賞を討伐することを命じた。五万余級を斬首、生口十万、羊百十万口（匹）、牛八万を獲た。《魏書二文帝紀》
- ▶ 平時ではないことを意味します。
- ▶ 倭国が生口を貢献した年には大きな戦が直近にあったことを示します。口という字はほんらい羊を数える量詞。また、倭国の献上品に短弓があり、短弓は日本にはない弓で、西域民族特有の弓。鮮卑・烏丸などの種族の武器で、逃げるとみせかけて後ろ向きになって追っ手に矢を放ちます。馬の手綱をはなして疾走しながら矢を放つので高度な馬術が必要です。また、上下に振動する馬の背からは一瞬で矢を放つことができなければならぬので、倭人が使いこなせる武器ではありません。

其道里當在會稽東,治之東

- ▶ 誤：（帯方からの）その道程の里数を計算すると、倭国の都のある邪馬台国（は）会稽郡の東冶県の東方にあるのだろう。
- ▶ 正：会稽の倭水人たちが住んでいる所の道里は会稽の東に当たる。倭水人たちは、この会稽の東を治めている。
- ▶ 誤訳は後漢書を採用し、魏志倭人伝を無視している。そもそも後漢書・范曄の新解釈をうのみにしているのが間違いのもと。
- ▶ 道里であるならば里数が記されるはずであるが、省略されている。それは中国人ならだれでも知っている自明の場所であるからだ。

奉： 奉賀朝獻の略。

- ▶ 奉賀朝獻の略。洛陽の朝賀に参列することです。朝賀は改元の年に行われる例が多い。以下も正始元年でだということを軽くみてはなりません。
- ▶ 郡の役人・建忠校尉梯儁が倭地に奉賀朝貢することはあり得ません。
- ▶ 正始元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉,詔書印綬詣倭國拜假,倭王并齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物倭王因使上表荅謝詔恩
- ▶ 誤：正始元年、太守の弓遵、建忠校尉梯儁（ていしゅん）らを遣はし、詔書・印綬を奉じて倭国に詣らしめ、倭王に拝假す。ならびに詔を齎（もたら）し、金・帛・錦・罽・刀・鏡・采物を賜う。倭王、使に因りて上表し、恩詔に答謝す。
- ▶ 正：太守弓遵（きゅうじゅん）および建忠校尉梯儁（ていしゅん）等は改元朝賀の儀に倭国を奉賀朝貢させた。（魏帝曹芳は）詣でた倭国に詔書と印綬を拝假し、倭王に併せて金帛錦、罽刀、鏡、采物などの詔賜を齎（もたら）した。よって倭王は（倭国から）使者を出し上表をもって詔恩に答謝した。

奉：正始元年の奉賀朝貢

- ▶ 正始元年に朝賀が行われたことは晋書に書かれています。
- ▶ 『晋書』 卷一 帝紀第一 高祖宣帝 懿 >正始元年
- ▶ 正始元年春正月,東倭重譯納貢,焉耆,危須諸國,弱水以南,鮮卑名王,皆遣使來獻,天子歸美宰輔又增帝封邑,
- ▶ 正始元年〔240年〕春正月、東倭が訳を重(かさ)ねて朝貢してきた。焉耆(えんき)・危須(きす)等の諸国、弱(じゃく)水(す)以南の諸国、鮮卑(せんび)の諸部族王(大人)が、みな使者を遣わして来献した。皇帝はこの威風を宰相(さいしょう)の功によるものとし、司馬懿(しばい)仲達に邑(ゆう)(領地)を増封した。
- ▶ 注：*東倭は謎ですが、沃沮にあった倭国のこと？焉耆(えんき)は新疆ウイグル自治区のボステン湖にあった国。危須(きす)は北道に沿った都護治所から500里東にあった国。弱(じゃく)水(す)はインダス川のこと。

詣：下の者が上の者を訪ねること。

- ▶ 下の者が上の者を訪ねること。
- ▶ 中国の郡の太守、校尉が蛮夷の倭国に詣でるということは用法として絶対にありえません。郡の役人・建忠校尉梯儁が倭地に奉賀朝貢することもあり得ません。
- ▶ [正始元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國拜假倭王并齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物倭王因使上表答謝詔恩]
- ▶ 誤：正始元年、太守の弓遵、建忠校尉梯儁（ていしゅん）らを遣はし、詔書・印綬を奉じて倭国に詣らしめ、倭王に拝假す。ならびに詔を齎（もたら）し、金・帛・錦・罽・刀・鏡・采物を賜う。倭王、使に困りて上表し、恩詔に答謝す。正：（王頎は）遣使し倭載斯・烏越等を郡治に詣させ、狗奴国（高句麗）を相（あい）攻撃状を（王頎が）説いた。
- ▶ 正：太守弓遵（きゅうじゅん）および建忠校尉梯儁（ていしゅん）等は改元祝賀の儀に倭国を奉賀朝貢させた。（魏帝曹芳は）詣でた倭国に詔書と印綬を拝假し、倭王に併せて金帛錦、罽刀、鏡、采物などの詔賜を齎（もたら）した。よって倭王は（帯方から）使者を出し上表をもって詔恩に答謝した。

詔書：皇帝の命令のこと。

- ▶ 制詔は詔とのみあっても制詔のこと。略されるだけ。なぜなら、制詔は皇帝が行う専権行為であり、主語は決まっているので省かれる。拝假も同様に皇帝が行う。
- ▶ [正始元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉,詔書印綬詣倭國拝假,倭王并齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物倭王因使上表荅謝詔恩]
- ▶ 誤：正始元年、太守の弓遵、建忠校尉梯儁（ていしゅん）らを遣はし、詔書・印綬を奉じて倭国に詣らしめ、倭王に拝假す。ならびに詔を齎（もたら）し、金・帛・錦・罽・刀・鏡・采物を賜う。倭王、使に因りて上表し、恩詔に答謝す。
- ▶ 正：太守弓遵（きゅうじゅん）および建忠校尉梯儁（ていしゅん）等は改元祝賀の儀に倭国を奉賀朝貢させた。（魏帝曹芳は）詣でた倭国に詔書と印綬を拝假し、倭王に併せて金帛錦、罽刀、鏡、采物などの詔賜を齎（もたら）した。よって倭王は（帯方から）使者を出し上表をもって詔恩に答謝した。

其国：そのが指すもの = 主格をしっかりと掴む

- ▶ 其國本亦以男子爲王住七八十年,
- ▶ 誤；倭国はもと男子を王としていた。（男王のもと）七、八十年すると、
- ▶ 正；女王国はもともと男子が王となって七、八十年ほど経っていた。
- ▶ 其の字の主格は女王国。女王国と倭国を定義せず、混同した結果の誤訳である。
- ▶ 後漢書の倭国大乱は珍解釈。

都：みやこという大誤訳

- ▶ 誤：女王が都を置いているところである。
- ▶
- ▶ 正：女王が支配するところである。

- ▶ 周などの王朝時代には都とは、辺境の采地（封地）であり、王子などが任じられると廟をつくったので、宗廟のない邑と区別された。都尉とは蛮夷を鎮護する者で、その下の属官が校尉である。
- ▶ つまり、江戸時代の漢学者が都を「みやこ」と訓読したのが間違いのもとだった。ちなみに、首都は京師、春秋時代には京都となる。

東行：行は行列の行

- ▶ 行は歩くとか、走るという意味ではなく、行列しているということ。
- ▶ 誤：東にすすんで、
- ▶ 正：東に並列して、

- ▶ 方向+行+国名1,国名2,国名3・・・の構文です。
- ▶ 「南道西行, 且志國、小宛國、精絶國、樓蘭國皆並屬鄯善也。」漢書地理志
- ▶ 「南道から西に行列している且志國、小宛國、精絶國、樓蘭國はみな鄯善（ローラン）に並属している」 このように、訳すのが適切なのです。
- ▶ したがって、魏志倭人伝では、奴国から東に不彌國、投馬国、邪馬台国、女王国が並列している状態を示します。

狗邪韓国：狗邪韓国は倭ではない

- ▶ 倭人在帶方東南大海之中,依山島爲國邑
- ▶ はじめに倭人が海の中の島々に国邑をつくっているとあるので、其北岸狗邪韓國の其の字を倭人の住む島々を代入するのが妥当だろう。倭人の住む島々、これを倭地としても、矛盾はない。なんであれ、それは島嶼であると定義できる。
- ▶ 2、帯方郡から倭地までの間、郡から海岸をに沿って海をわたり、その途中から韓国の陸路をあるいは南にあるいは東に（東南に）進むと倭の北岸にある狗邪韓国に到着する。狗邪韓国までは半島の街道を通過していきつく先であり、狗邪韓国が島嶼にある国邑とは認めることができない。従至構文では7000余里の状態として行程が書かれる。
- ▶ 對馬へは狗邪韓国度から、はじめて一つの海を渡るので、狗邪韓国が朝鮮半島の南海岸にある国邑であることが明確になる。はじめて渡海し、千余里先の海上に對馬国がある。
- ▶ さらに對馬の住民は海産物を食用して自活し、舟に乗って南北の市場に行き食料を買い入れている。このことから、倭人は狗邪韓国に交易のため往来していると伝えている。したがって、以上から狗邪韓国は倭人の国邑と連合している、または従属する国ではない。

男弟（13）卑弥呼の弟ではない

- ▶ 「無夫婿有男弟佐治國」
- ▶ 誤：夫を持たず、男の弟がおり、国の統治を助けている。
- ▶ 正：夫は亡くなり、夫の異母弟が国の統治を補佐していた。

- ▶ 弟は男に決まっています。男の字があることによって卑弥呼の弟と単純に訳せないはずです。この弟は公孫恭ではなく、尉仇台の庶子、麻余です。
- ▶ 卑弥呼の後、国乱れて暦年、これは内紛であって、国人は牛加の位居を立てて結局千人もが誅殺され、麻余は殺された。

従郡・・距離・至＋場所 と自郡至＋場所＋距離

- ▶ 従＋距離など状態の説明＋至＋地名
- ▶ 自＋至＋時間または距離/区切って状態は平叙文での説明。
- ▶ この構文では、自～至～は末尾に距離が置かれるのは、地点と地点を直線で結ぶからである。距離に里数をおくことを道里という。

従郡至倭の倭とは伊都国までである。ともに、終着点は12000里になる。

余を、～あまりとか、～ばかりであるとか、あいまいに訳さない。「～より少し多い数」と解釈し、計数的に暫定値を割り出す。余を15%に勘案する。末盧国まで11500里になる。これに伊都国までの500里（余がない）を加えるとちょうど12000里になる。女王国は自郡至女王国は12000余里であるから、13800里となり、女王国は伊都国より1800里遠い。女王国と伊都国は場所も大きさも違う国であるのはもちろんである。

道里：二点間の直線距離を里数でしめすこと。

- ▶ 胡渭は『禹貢錐指（うこうすいし）』の中で「道里者 人跡經由之路 自此至彼里数若干之謂也」とする。
- ▶ （訳）道里は人が經由する路のことにて、此処より彼処までの里数がどのくらいなのかを謂うなり。
- ▶ 「自此至彼里数」、ここからかの地まで何里、という単純な自至構文。すなわち、二点間の直線距離を里数でしめすこと。里数で書くことが原則的条件である。

其の北岸狗邪韓国：其のは對馬

- ▶ 「その」の掛かり受けを倭とみると、狗邪韓国は倭の北にあたる海岸にある。どこから見て北なのかといえは對馬国である。「良田はなく、海産物を食料として自活し、船に乗って南北から米穀を買い入れている。」



「世有王皆統属女王国」

- ▶ 倭人伝の全訳では紹興本などの「世」を「世」に替えている。
- ▶ 世は十が3つ重なった介意文字であり、三十の意味が本来の意味である。
- ▶ 通説、伊都国を初め諸国には王がいるが、みな邪馬台国に統属している。
- ▶ 正解：三十か国の諸国には王がいるが、みな女王国に統属している。
- ▶ 三十の国は魏になって使譯通じる国三十國のことで、女王国に従属している。邪馬台国もこの三十國に含まれ、女王国に従属している。一大率という行政長官をおいて統治している。すなわち九州北部の首都ともいえる国は女王国であり、三十の王が従属している。例外として女王国は倭国女王卑彌呼に従属している。

無夫婿有男弟佐治国、「弟」は卑彌呼の弟ではない。

- ▶ 、卑彌呼は「漢の遼東太守の公孫度が娘を尉仇台に嫁がせたので百済は東夷の強国になった」と、北史や随書で書かれているとおり、尉仇台と卑彌呼が夫婦関係にあったということは紛れもない事実だ。難升米とは尉仇台の嫡男、簡位居。黄幢を下配された難正米は尉仇台の庶子、麻余。卑彌呼を補佐していた男子が、「弟」だ。簡位居は景初年間に死んだため、弟の麻余が王だった。卑彌呼の政治を佐治していたのは簡位居の弟だったが、卑彌呼が腹を痛めた子ではない。
- ▶ 『周書』卷・列傳第（百済条）
- ▶ 百済者、其先蓋馬韓之屬國、夫餘之別種。有仇台者、始國於帶方
- ▶ 「百済は蓋馬韓の属国であったが扶余の別種である。尉仇台という者が帯方に始めに国を立てた。」
- ▶ 尉仇台は後東扶余の王で幽州の遼西に国をもっていた。200年前後、「遼西の晋平郡」に城をもった。仇台は海を渡って帯方郡を制圧した。これが、『王の居城は東西に両城あり』の事実だ。夫余王は嫡子の尉仇台を遣わして印闕貢獻してきたので、献帝は尉仇台に印綬金綵を賜った。公孫氏に帰属した尉仇台系扶余が分岐したのが百済。百済の祖寧は尉仇台である。（宋書倭国伝の倭王武の上奏文の祖寧が尉仇台と見抜けませんか、あなた！）
尉仇台は高句麗が馬韓、濊貊と共に遼東へ侵攻したので、兵を派遣して打ち破り救った。尉仇台は漢に服属して高句麗と果敢に戦っていた。遼東太守公孫氏自ら燕王と号すようになったのもこのころである。
- ▶ 193年 尉仇台＝師升となり、倭国王として朝見し、奴隷を160人を貢獻して印綬金綵を賜った。
- ▶ 214年 尉仇台死す。嫡子・簡位居継立。
- ▶ 238年 簡位居死、庶子・麻余(238－247)を共立に失敗し誅殺される。壹與（とよ）共立。
- ▶ 238年 遼隧の戦い 公孫淵死す。
- ▶ 238年 親魏倭王卑彌呼帯方太守除授
- ▶ 卑彌呼は簡位居の死後、皇太后であった可能性が高い。その間、国を補佐して王を自称したのが麻余。

南至邪馬台国女王之所都

「都」の一字が「邪馬台国の卑弥呼」という最悪の誤訳を生んだ。

- ▶ 都とは中国の行政地名であり、たいがい辺地にある。その行政官を都督といい、前漢武帝の時代に直轄支配が始って以来、都護治所、都督府が設置された。複数の州に跨る管轄領域を持った都督は長官である刺史を兼ね、太守と呼ばれた。府官を任じ軍事だけでなく民政をも掌握する様になった。郡は州の下の行政区分であり、その長官を郡太守と称した。
- ▶ 周などの王朝時代には都とは、辺境の禄采地（封地）であり、王子ほか王族などが任じられると宗廟をつくったので、都鄙といい、邑と区別された。
- ▶ つまり、江戸時代の漢学者が都を「みやこ」と読み下したのが間違いのもどだった。
- ▶ 通説誤訳 = 「南の女王卑弥呼の国である邪馬台国に着くのには・・・」
- ▶ 正誤訳 = 「女王から南の邪馬台国は女王卑弥呼が統括している。」
- ▶ したがって、都は属国とか奴客と訳するのが適当であり、王族ならその禄采地のこと。